

ふるさとホームステイ受入地域団体に求められる

「新型コロナウイルス感染拡大予防」の取組

～参加する子供達・同行者や受入家庭等にとって安全・安心な受入に向けて～

(第4版)

令和2年7月31日

一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構

政府が令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき新型コロナウイルス感染（以下、「感染」）の拡大に伴う「緊急事態宣言」を行ってから、各都道府県で外出自粛等の緊急事態措置等が講じられた。その後、全国的に新規感染者数の減少が見られ、また、重症者数も減少傾向にあることが確認され、加えて病床等の確保も進む等、医療提供体制がひっ迫した状況も改善されてきたことから、5月25日に「緊急事態宣言」が解除された。

この間、「ふるさとホームステイ受入地域団体（以下、「受入地域団体」）」は「ふるさとホームステイ（以下、「教育旅行民泊」）」の受入の中止・延期を余儀なくされたが、秋以降に受入再開が見込まれているところである。

各受入地域団体は、受入再開に際して、再度感染拡大が起きる可能性もあることから、教育旅行民泊の受入による感染拡大予防に備えるために次の4つの取組が必要である。

1つ目が「教育旅行民泊の受入による感染拡大予防のための取組の整備」である。

まず、教育旅行民泊の受入中における「感染のリスク評価」を行うと共に、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした「基本的な感染予防策」を作成し、各受入家庭の方への説明とお願いを行うことである。

次に「感染拡大予防に取組可能な受入家庭の軒数・定員」を決定するために、次の3点の確認が必要である。

1点目は「各受入家庭に対する確認」である。各受入家庭で「基本的な感染予防策」に取り組めるか、人と人との距離を確保できる「定員」は何人か、あらためて受け入れていただけるかの意思を確認する。

2点目が「受入地域の感染の状況・医療提供体制・監視体制等の確認」である。「都市部以外の地域」では医療提供体制が十分に整っていない場合が多く、感染が拡大すれば医療が機能不全に陥る可能性が高い。教育旅行民泊の受入中に「感染・感染の疑い」を確認した場合に十分に対応できる体制であるかどうかを確認する。

3点目は「受入地域団体が使用する屋内の施設・会場」のリスク評価の確認である。

以上の確認を通して、「感染拡大予防の取組可能な受入家庭の軒数・定員」または「受入休止」を決定したい。

2つ目が「教育旅行民泊の受入前からの感染拡大予防のための取組」である。

都市部からの人の移動等により「クラスター」が「都市部以外の地域」でも発生し、感染拡大の傾向が見られたことから、教育旅行民泊の受入前から、「感染予防のための事前協力」の依頼、「感染・感染の疑いを確認した場合」の速やかな報告、「教育旅行民泊の中止・延期の検討開始」するための取り決め等を行うための取り決め等が求められる。

3つ目が「教育旅行民泊の受入中に「感染・感染の疑い」を確認した場合の取組」である。

教育旅行民泊の受入中に「感染・感染の疑い」を確認した場合に、「受入地域を所管する保健所・消防署・市区町村及び医療機関等との連携した対応や「受入予定の学校・団体（旅行会社）」との緊急連絡体制の構築が求められる。

4つ目が「その他に教育旅行民泊の受入による感染拡大予防のための必要な取組」である。

その他として考えられることは、「受入地域での感染の確認によって受入休止していた場合」や「感染の確認によって依頼・利用を休止していた受入関係者等」の受入再開を検討する方法や「教育旅行民泊の受入中に災害が発生した場合」の連携体制である。

本資料は、受入地域団体が自主的に「教育旅行民泊による感染拡大予防」の取組を検討いただくために、その基本的な取組の要点を整理したものである。

その検討に当たっては、都道府県・市区町村によって感染の状況・医療提供体制・監視体制等や感染拡大予防に係る要請等の取組が異なることから、受入地域を所管する保健所・消防署・市区町村及び医療機関等から指導・助言を受ける等、各受入地域の実情に応じた感染拡大予防策を取り決めていただくことを推奨する。

本資料の作成に当たっては、農林水産省 農村振興局 農村政策部 都市農村交流課によるご協力を賜り、尾内 一 信 氏（医師、一般社団法人日本環境感染学会評議員、川崎医科大学医学部小児科科学主任教授、川崎医科大学小児医療センター小児科部長）に監修いただいた。

この版では、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から令和2年7月17日付け事務連絡の「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた業種別ガイドラインの改訂について」等の内容を踏まえた改定を行った。

今後も新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針等や国内での感染拡大対策の変更、感染の動向、専門家の知見等を参考にして適宜改訂を行う。

「改定」の要点

1. 「本紙」の改定の要点

(1) 「受入関係者」及び「各受入関係者」の範囲の明確化

- ①「受入関係者」→「受入関係者（教育旅行民泊の受入を依頼する受入家庭や体験指導者等、受入地域団体の職員）」：本紙のP 4
- ②「受入関係者」→「受入関係者（教育旅行民泊の受入を依頼した受入家庭や体験指導者等、受入地域団体の職員）」：本紙のP12、14、15の（4）及び（7）、20の2
- ③「受入関係者」→「教育旅行民泊の受入を依頼した受入家庭や体験指導者等」：本紙のP15の（6）、19の4の（1）及び（2）
- ④「各受入関係者」→「各受入関係者（教育旅行民泊の受入を依頼した受入家庭や体験指導者等、受入地域団体の職員）」：本紙のP19の4及び4の（1）
- ⑤「同様に、感染予防と健康面の観点からリスクがあると判断した「受入地域団体の職員」に対してはその時点での受入業務の担当を外れる。」の追記：P19の4の（1）
- ⑥「受入関係者」→「教育旅行民泊の受入の候補先である受入家庭や体験指導者等」：本紙のP22の2
- ⑦「「感染確認によって受入地域団体の職員」の受入業務の担当」の追記：本紙のP22の2
（2）イラストの追加・差し替え：本紙のP 7、8、13、別紙1のP 7、8、11、12

2. 「消毒・洗浄の方法」及び「飛沫防止用のシート」に係る改定の要点

- （1）「手指消毒用のアルコール消毒液」に係る追記→「60%台のエタノール」に関する紹介
- （2）「清拭消毒」「食事で使用する食器」の洗浄に係る追記→「有効な界面活性剤が含まれる家庭用洗剤」、「熱湯消毒」に関する紹介
- （3）「飛沫防止用のシート」に係る追記→「火災防止の注意喚起」について

受入地域団体に求められる「新型コロナウイルス感染拡大予防」基本的な取組の要点整理

受入地域団体に求められる「新型コロナウイルス感染拡大予防」基本的な取組の要点を以下の通り整理する。それぞれの概要については次のページ以降に紹介する。

I. 教育旅行民泊の受入による感染拡大予防のための取組の整備

1. 「教育旅行民泊の受入中における感染のリスク評価」の実施
2. 「教育旅行民泊の受入家庭による基本的な感染予防策」の作成
3. 受入家庭を対象にした「教育旅行民泊での基本的な感染予防策」の説明・お願い
4. 「感染拡大予防に取組可能な受入家庭の軒数・定員」の検討・決定
5. 「教育旅行民泊の受入中に感染・感染の疑いを確認した場合」の基本的な対応策の取り決め

II. 教育旅行民泊の受入前からの感染拡大予防のための取組

1. 受入関係者及び参加者・同行者への「感染予防のための事前協力」の依頼
2. 「国・都道府県等による感染拡大予防に係る要請の対象期間」での受入休止の決定
3. 受入予定の学校・団体（旅行会社）との「教育旅行民泊の中止または延期等の決定方法」の取り決め
4. 各受入関係者を対象にした「教育旅行民泊の受入前の健康状態・準備状況」の確認

III. 教育旅行民泊の受入中に「感染・感染の疑い」を確認した場合の取組

1. 「教育旅行民泊の受入による感染拡大予防のための緊急連絡体制」の構築
2. 「教育旅行民泊の受入中に感染・感染の疑いを確認した場合」の基本的な対応策の実施

IV. その他に教育旅行民泊の受入による感染拡大予防のために必要な取組

1. 「受入地域での感染確認によって受入休止していた場合」の受入再開を検討する方法
2. 「感染確認によって受入依頼・利用を休止していた受入関係者等」の受入再開を検討する方法
3. 「教育旅行民泊の受入中に災害が発生した場合」の連携体制

I. 教育旅行民泊の受入による感染拡大予防のための取組の整備

1. 「教育旅行民泊の受入中における感染のリスク評価」の実施

受入地域団体は、教育旅行民泊の受入中の「参加者・同行者」や「受入関係者（教育旅行民泊の受入を依頼する受入家庭や体験指導者等、受入地域団体の職員）」等による動線や接触等、屋内施設・会場での動線や接触等を考慮したリスク評価を行う。

(1) 「接触感染」のリスク評価

受入地域団体は、教育旅行民泊の受入中の接触感染のリスクを評価するために、「参加者・同行者」や「受入関係者（教育旅行民泊の受入を依頼する受入家庭や体験指導者等、受入地域団体の職員）」等による動線や接触等を想定して、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。

【特に注意が必要な高頻度接触部位】

共同で使用する家具類、フロントデスク、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、テレビや空調機等のリモコン、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、自動販売機等

【その他、想定される接触部位（例）】

移動で使用する自動車、体験等で使用する調理器・食器・農機具・貸出物、洗面所、便器、風呂等

(2) 「飛沫感染」のリスク評価

受入地域団体は、教育旅行民泊の受入中に「人と人との距離がどの程度保てるか」、「施設内で大声等を出す場がどこにあるか」等を想定して、「換気の状態」を考慮しつつ、飛沫感染のリスクを特定する。

(3) 「受入地域で利用が見込まれる施設・会場・サービス等」のリスク評価

受入地域団体は、受入家庭以外に受入地域での利用が見込まれる施設・会場・サービス等が、各業界のガイドライン等に基づく感染予防策が講じられているかどうか、自らが使用する場合は自身で感染予防策を講じられるかを確認する。

参考：受入地域で利用が見込まれる施設・会場・サービス等（例）

☐ 参加者・同行者が到着・解散する会場

（例：体育館、公民館、集会場等）

☐ 同行者が滞在中に利用が見込まれる施設・会場・サービス等

（例：食事、共同入浴、体験、見学等）

☐ 受入家庭が受入中に利用が見込まれる施設・会場・サービス等

（例：共同入浴、体験、見学等）

☐ 参加者・同行者が共同による利用が見込まれる施設・会場・サービス等

（例：食事、共同入浴、体験、見学等）

2. 「教育旅行民泊の受入家庭による基本的な感染予防策」の作成 ※別紙1に作成例

受入地域団体は、第1章のリスク評価を踏まえて、自主的に「教育旅行民泊の受入家庭による基本的な感染予防策」を作成する。その作成に当たっては、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）（令和2年5月14日）」等を参考にしながら、図表や画像等を活用すること等、受入家庭にとって分かりやすく見やすい表現を心がける。

3. 受入家庭を対象にした「教育旅行民泊での基本的な感染予防策」の説明・お願い

受入地域団体は、「教育旅行民泊の受入家庭による基本的な感染予防策」を説明し、その実践をお願いする。

参考：新型コロナウイルス感染症についての特徴

- 一般的な状況における感染経路の中心は「飛沫感染」及び「接触感染」であるが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。
- 「集団感染」が生じた場の共通点を踏まえると、特に、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下、「三つの密」と表記）の場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる。
- これ以外の場合であっても、「人混みや近距離での会話」、「特に大きな声を出すことや歌うこと」には感染のリスクが存在すると考えられる。「激しい呼吸や大きな声を伴う運動」についても感染リスクがある可能性が指摘されている。

出典：「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）」 新型コロナウイルス感染症対策本部

参考：新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

- 「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を図りつつ、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に向けた周知
- 室内で「三つの密」を避ける。特に、日常生活及び職場において、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼吸が激しくなるような運動を行うことを避けるように強く促す
- 業種ごとに作成される感染拡大予防ガイドライン等の実践
- 風邪症状など体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ
- 従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知
- 家族以外の多人数での会食を避けること等

出典：「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）」 新型コロナウイルス感染症対策本部決定

参考：宿泊施設における留意すべき基本原則と各エリア・場面の共通事項

1. 留意すべき基本原則

- ☐ 従業員と宿泊客及び宿泊客同士の接触をできるだけ避け、対人距離（できるだけ2 mを目安に（最低1 m））を確保する
- ☐ 感染防止のための宿泊客の整理（チェックイン・アウト時に密にならないように対応）
- ☐ ロビー、大浴場、食事処・レストラン等、多くの宿泊客が同時に利用する場所での感染防止
- ☐ 入口及び施設内の手指の消毒設備の構築
- ☐ マスクの着用（従業員及び宿泊者・入館者に対する周知）
- ☐ 施設及び客室の換気
- ☐ 施設内の定期的な消毒
- ☐ 宿泊客への定期的な手洗い・消毒の要請
- ☐ 従業員の毎日の体温測定、健康チェック

2. 各エリア・場面の共通事項

- ☐ 他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にする
- ☐ 複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する
- ☐ 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄及び消毒する又は使い捨てにするなど特段の対応を図る
- ☐ 人と人が対面する場所は、距離（できるだけ2 mを目安に（最低1 m））を保つ又はアクリル板・透明ビニールカーテンなどで飛沫感染を防止する
- ☐ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する
- ☐ 手洗いや手指消毒の徹底を図る
- ☐ 宿泊客や従業員がいつでも使えるようにアルコール液を施設内（客室、風呂、共用トイレ等）に設置
- ☐ 宿泊客、従業員の中に無症状感染者がいる可能性があることを踏まえて、感染防止策を取る
- ☐ 自社バスでの送迎の場合は、密集しないよう人数を制限して運行する

出典：「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）（令和2年5月14日）」全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 日本旅館協会 全日本シティホテル連盟

※以下の資料・画像のデータは以下のサイトから取り出すことができる。

感染症対策

へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

① 手洗い 正しい手の洗い方

手洗いの前に ・爪は短く切っておきましょう ・時計や指輪は外しておきましょう

1

流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2

手の甲をのばすようにこすります。

3

指先・爪の間を念入りにこすります。

4

指の間を洗います。

5

親指と手のひらをねじり洗います。

6

手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

② 咳エチケット 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう

マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用

1

鼻と口の両方を確実に覆う

2

ゴムひもを耳にかけ

3

隙間がないよう鼻まで覆う

何もしずに咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを手でおさえる

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

■ 詳しい情報はこちら

厚労省

検索



出典：「新型コロナウイルス感染症について「Q&A、自治体・医療機関・福祉施設向け情報」
厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa-jichitai-iryokikan-fukushishisetsu.html#h2_4

熱中症予防 × コロナ感染防止で 「新しい生活様式」を健康に！

「新しい生活様式」とは：新型コロナウイルス感染防止の3つの基本である ①身体的距離の確保
②マスクの着用 ③手洗いの実施や「3密（密集、密接、密閉）」を避ける、等を取り入れた日常生活のこと。

注意 マスク着用により、熱中症のリスクが高まります

マスクを着けると皮膚からの熱が逃げにくくなり、気づかないうちに脱水になるなど、体温調節がしづらくなってしまいます。
暑さを避け、水分を摂るなどの「熱中症予防」と、マスク、換気などの「新しい生活様式」を両立させましょう。



熱中症を防ぐために マスクをはずしましょう

ウイルス
感染対策は
忘れずに！



屋外で
人と2m以上
(十分な距離)
離れている時

〔 マスク着用時は 〕



激しい運動は避けましょう

のどが潤いていなくても
こまめに水分補給をしましょう



気温・湿度が高い時は
特に注意しましょう

4. 「感染拡大予防に取組可能な受入家庭の軒数・定員」の検討・決定

受入地域団体は、受入地域で「感染拡大予防に取組可能な受入家庭の軒数・定員」を決めるために、各受入家庭に確認する。「教育旅行民泊の受入中に感染・感染の疑いを確認した場合」に対応できる体制がない場合は、その改善が見込めるまでの間、「教育旅行民泊の受入休止」を決定する。

（１）各受入家庭を対象にした「基本的な感染予防策への対応」や「受け入れる意思」の確認

受入地域団体は、各受入家庭に対して事前に「基本的な感染予防策に応じた対応」や「受け入れる意思」を確認することで、「感染拡大予防に応じた取組可能な軒数・定員等」を把握する。

特に、感染すると「重症化しやすい方（同居者も含む）」は医師に相談する等、より慎重に教育旅行民泊の受入を検討いただく必要がある。

参考：各受入家庭を対象にした事前の確認事項（例）

- ☐ 各受入家庭で「基本的な感染予防策」に取り組めるかどうか
- ☐ 各受入家庭で「人と人との距離」を確保できる定員は何人か
- ☐ 各受入家庭で「あらためて受け入れていただけるか」どうか

参考：感染すると重症化しやすい方

- ☐ 高齢者
- ☐ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方
- ☐ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

参考：「新型コロナウイルス感染症への対応について（高齢者の皆さまへ）」（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/yobou/index_00013.html

（２）「教育旅行民泊の受入中に感染・感染の疑いを確認した場合」を想定した対応体制の確認

受入地域団体は、受入地域を所管する保健所・消防署・市区町村及び医療機関等に、受入地域の感染の状況・医療提供体制・監視体制等を伺いつつ、教育旅行民泊の受入中に「感染・感染の疑いを確認した場合」に十分に対応できる体制であるかどうかを確認する。

（３）「受入地域団体が使用する屋内の施設・会場」の確認 ※別紙２参照

受入地域団体は、「屋内施設・会場を使用する場合」は「自身で感染予防策」を講じる必要があるので、屋内施設・会場の状況や各管理者による感染予防策を確認し、利用できるかどうかリスク評価を行う。

参考：屋内の施設・会場のリスク評価のための確認事項（例）

- ☐ 屋内施設・会場の「人と人との距離を確保できる席位置等を想定した定員」
- ☐ 屋内施設・会場の「換気の状況」（窓や扉の位置・個数・開閉具合、換気設備の有効性等）
- ☐ 屋内施設・会場の「手洗い・手指消毒の個所」（利用可能人数、石鹸または消毒液の配置状況等）
- ☐ 予約状況、過去の実績を踏まえた利用見込みの予測（混雑が想定される時期・時間等）
- ☐ その他、管理者による感染予防策の取組状況等

（４）「感染拡大予防に取組可能な受入家庭の軒数・定員」または「受入休止」の決定

受入地域団体は、上記の（１）、（２）、（３）の結果を踏まえて、「感染拡大予防に取組可能な受入家庭の軒数・定員」または「受入休止」を決定する。

5. 「教育旅行民泊の受入中に感染・感染の疑いを確認した場合」の基本的な対応策の取り決め

受入地域団体は、受入地域を所管する保健所・消防署・市区町村及び医療機関等に指導・助言を受けて、「教育旅行民泊の受入中に感染者及び感染の疑いを確認した場合の対応策（以下、「受入地域による感染対応策」）」を取り決める。

（1）自主的な「受入地域による感染対応策」の作成

受入地域団体は、受入地域を所管する保健所・消防署・市区町村及び医療機関等の指導・助言を受けて、「受入地域による感染対応策」を自主的に作成する。

参考：「教育旅行民泊の受入中に感染・感染の疑いを確認した場合」
の基本的な対応策の検討事項（例）

□教育旅行民泊の受入中に「感染の疑いがある症状がある方を確認した場合」の対応方法

- 受入家庭等による「感染の疑いがある症状がある方」への基本的な対応方法
- 「特に重篤な症状である場合」の対応方法（相談先の確認、医療機関への搬送方法等）
- 受入家庭等から「受診・検査先」までの搬送方法
- 「感染の疑いが解消された方」に対するその後の対応方法等

□教育旅行民泊の受入中に「感染・感染の疑いを確認した場合の緊急連絡体制図」の作成

※通常の連絡先と異なるため

□教育旅行民泊の受入中に「感染した方を確認した場合」の対応方法

- 受入家庭等による「感染した方」への基本的な対応方法
- 受入地域及びその周辺の「入院・宿泊療養先」の見込み
 - ※受入家庭では「感染者の療養」を行わないようにすること
 - ※受入地域を所管する保健所等で「入院・宿泊療養先」としている医療機関・宿泊施設等を確認すること
- 受入家庭等から「入院・宿泊療養先」までの搬送方法
 - ※「受入家庭の自家用車以外の活用」を検討すること（例：救急車、タクシー等）
 - ※事前に消防署や各事業者に対応いただけるかどうか確認すること

（2）受入予定の学校・団体（旅行会社）との対応策の協議・決定

受入地域団体は、「受入地域による感染対応策」等を参考にしながら、「受入予定の学校・団体（旅行会社）」との「教育旅行民泊の受入中に感染・感染の疑いを確認した場合の対応策」を協議・決定する。その際、受入地域団体は「参加者・同行者に対してこれらの対応を行った場合の諸費用の負担」と「参加者・同行者における入院・宿泊療養の開始後の対応等」については学校・団体（旅行会社）に要請することを確認する。

参考：参加者・同行者の中で「感染・感染の疑いがあった場合」に想定される諸費用（例）

「受診・検査先や入院・宿泊療養先までの搬送」、「受診・検査・退院等の医療費」、「退院後の交通費」等

参考：受入中に「感染の疑いがある症状がある方」を確認した場合の基本的な対応（例）

1. 「感染の疑いがある症状がある方」を確認した場合、速やかに「受入地域団体」に報告すること

※同行する学校・団体（旅行会社）の担当者と状況を共有して、その後の対応を相談するため

参考：感染の疑いがある症状の目安

☐ 「息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状」のいずれかがある場合

☐ 「重症化しやすい方（※）」で、「発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状」がある場合

（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

☐ 上記以外の方で「発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く」場合

（症状が4日以上続く場合は必ず相談すること。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐ相談すること。解熱剤を飲み続けなければならない方も同様）

2. 「感染の疑いがある症状がある方」の「受診」が必要かどうか「相談」すること

☐ 「いきなり医療機関への受診」に行かずに、「受診」が必要かどうかの相談すること

※「重篤な症状である方の対応」については事前に地域を所管する保健所・消防署・医療機関等と取り決めておくこと

☐ 「受診」が必要かどうかの相談先は「各都道府県の帰国者・接触者相談センター」であること

※地域によっては医師会や診療所等でも「相談」を受け付けているところがある（要確認）

参考：都道府県が開設している帰国者・接触者相談センターの紹介サイト（厚生労働省）のURL

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyassessyokusya.html

3. 「受診が必要かどうかの相談をした後」の対応

☐ 「受診は不要」の場合：「感染の疑い」を解消→受入家庭等での療養、医療機関での受診等

☐ 「受診が必要」の場合：「医療機関の帰国者・接触者外来」で受診し、「検査」が必要か判断してもらうこと

4. 「検査が必要かどうかの判断をした後」の対応

☐ 「検査は不要」の場合：「感染の疑い」を解消→受入家庭等での療養、医療機関での受診等

☐ 「検査が必要」の場合：「検査」で「感染の有無」を判断してもらうこと

5. 「検査結果の判定後」の対応

☐ 「検査で陰性」の場合：「感染の疑い」を解消→受入家庭等での療養、医療機関での受診等

☐ 「検査で陽性」の場合：感染者として「入院・宿泊療養」を開始する。

※消毒や濃厚接触者調査（※感染者の氏名及び緊急連絡先の名簿の作成）の指示を受けること

参考：「新型コロナウイルス感染症について「国民の皆さまへ（予防・相談）」厚生労働省

参考：教育旅行民泊の受入中に「感染した方を確認した場合」の基本的な対応方法（例）

1. 速やかに発症者の隔離・看護を行い、濃厚接触者の特定と隔離・健康観察を行うこと

※適切な防護対策（マスクや手袋（ビニール・ゴム製）の着用等）、換気を講じた上で対応する。

2. 所管する保健所と医師の判断に従って、発症者と濃厚接触者に対応すること

3. 所管する保健所や医師等の意見を参考にして、学校・団体（旅行会社）と事後の行程等を検討すること

※消毒や濃厚接触者調査（※感染者の氏名及び緊急連絡先の名簿の作成）の指示を受けること

参考：「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第1版）」（令和2年6月3日）一般社団法人日本旅行業協会

Ⅱ. 教育旅行民泊の受入前からの感染拡大予防のための取組

1. 受入関係者及び参加者・同行者への「感染予防のための事前協力」の依頼

受入地域団体は、「受入関係者（教育旅行民泊の受入を依頼した受入家庭や体験指導者等、受入地域団体の職員）」に対して感染予防のための事前協力を依頼する。

また、「参加者・同行者」に対しても同様に「受入予定の学校・団体（旅行会社）」を通じて事前協力を依頼する。

（1）感染予防のための「新しい生活様式」に基づく日常生活の実践のお願い

受入地域団体は、受入関係者及び参加者・同行者に対して、教育旅行民泊の受入によって感染拡大が起きさないために、感染予防のための「新しい生活様式」に基づく日常生活の実践をお願いする。

※「新しい生活様式」の実践例については次のページを参照。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 - ☐ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - ☐ 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
 - ☐ 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - ☐ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- ☐ まめに手洗い・手指消毒 ☐ 咳エチケットの徹底
- ☐ こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） ☐ 身体的距離の確保
- ☐ 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- ☐ 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- ☐ 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離がオンライン

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- ☐ 接触確認アプリの活用を
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務 ☐ 時差通勤でゆったりと ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン ☐ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

出典：「新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例を公表しました」厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

(2) 毎朝の体温測定・健康チェックのお願い

受入地域団体は、「受入関係者（教育旅行民泊の受入を依頼した受入家庭や体験指導者等、受入地域団体の職員）」及び「参加者・同行者」に対して、「毎朝の体温測定、健康チェック」をお願いする。

教育旅行民泊の受入開始日の結果については、受入関係者は「受入地域団体への報告」をお願いする。参加者・同行者は「受入予定の学校・団体（旅行会社）への報告」をお願いする。

参考：感染の疑いがある症状の目安

☐ 「息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状」のいずれかがある場合

☐ 「重症化しやすい方（※）」で、「発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状」がある場合

（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

☐ 上記以外の方で「発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く」場合

（症状が4日以上続く場合は必ず相談すること。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐ相談すること。解熱剤を飲み続けなければならない方も同様）

(3) 「感染・感染の疑いが確認された場合」の速やかな報告

受入地域団体は、「受入関係者（教育旅行民泊の受入を依頼した受入家庭や体験指導者等、受入地域団体の職員）」に対して、本人またはその濃厚接触者が「感染・感染の疑い」を確認した場合、速やかに「受入地域団体」に報告していただくようお願いする。

同様に、「参加者・同行者」の本人またはその濃厚接触者が「感染・感染の疑い」を確認した場合、速やかに「受入予定の学校・団体（旅行会社）」に報告していただくように依頼する。

受入地域団体と受入予定の学校・団体（旅行会社）は各々報告を受けた場合、速やかに情報を共有する。

参考：「受入関係者及び参加者・同行者」による「感染・感染の疑い」を報告する基準（例）

☐ 「本人及びその濃厚接触者（同居家族や身近な知人等）」の中で「感染」を確認した場合

☐ 「本人及びその濃厚接触者（同居家族や身近な知人等）」の中で「感染の疑い」を確認したが、該当する本人の「感染の疑い」を解消できていない場合

【「感染の疑い」を解消できていない状況（例）】

☐ 「帰国者・接触者相談センター等への相談」が行われていない場合

☐ 「帰国者・接触者相談センター等への相談」で「受診が必要」と判断されたが、「受診」が行われていない場合

☐ 「帰国者・接触者相談センター等への相談後の受診」で「検査が必要」と判断されたが、「検査結果」が出ていない場合

☐ 「検査結果で陰性」と判断されたが、「感染者が住む住居」で消毒等の感染予防を講じずに生活している場合

☐ 「過去14日以内に政府から入国制限・入国後の観察期間を必要とされている国・地域等」へ渡航していた場合、またはそれらの国・地域等の在住者との濃厚接触がある場合等

(4)「感染した方・感染の疑いを解消できていない方」による受入または参加の中止の要請等

受入地域団体は、「受入関係者（教育旅行民泊の受入を依頼した受入家庭や体験指導者等、受入地域団体の職員）」に対して、感染予防と健康上の配慮の観点からリスクがあると判断した場合は「受入中止の要請」や「受入依頼の取消」を行うことを事前に説明する。

また、参加者・同行者に対しては、「受入予定の学校・団体（旅行会社）」を通じて同様に対応いただけることを願います。

参考：受入関係者に「教育旅行民泊の受入中止」を要請する基準（例）

- ☐ 「感染すると重症化しやすい方」の中で、「医師等から受入を中止するように指導・助言を受けた方」
- ☐ 「感染すると重症化しやすい同居者」がいることから「医師等から受入を中止するように指導・助言を受けた方」
- ☐ 教育旅行民泊の受入開始日の朝に「感染の疑いがある症状がある方」
- ☐ 教育旅行民泊の受入開始日までに「感染による入院・宿泊療養から退院したが、健康面が回復していない方」
- ☐ 教育旅行民泊の受入開始日までに「感染の疑いを解消できない方」等

(5)「宿泊者（参加者・同行者）の連絡先」の把握・管理（できる限り1か月以上は保存）

受入地域団体は、教育旅行の受入後に感染者が発生した場合に備え、「手配した宿泊者（参加者・同行者）の連絡先の把握・管理（できる限り1か月以上は保存）」を行うことが求められる。

そこで、受入地域団体は、「受入予定の学校・団体（旅行会社）」に対して、その承諾を得るとともに、教育旅行の受入後に感染者が発生した場合には速やかに報告できるように調整する。

(6)「教育旅行民泊の受入中の感染予防のために必要となる物品」の用意

受入地域団体は、「教育旅行民泊の受入を依頼した受入家庭や体験指導者等」に対して、教育旅行民泊の受入中の感染予防のために必要となる物品の用意をお願いします。

また、参加者・同行者に関しては、「受入予定の学校・団体（旅行会社）」を通じて教育旅行民泊の受入中の感染予防のために必要となる持ち物の用意をお願いします。

(7)「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」の利用の推奨

受入地域団体は、「受入関係者（教育旅行民泊の受入を依頼した受入家庭や体験指導者等、受入地域団体の職員）」の中で日頃からスマートフォンを使用している方には、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について通知を受けることができる「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をインストールしていただくことを推奨する。

「参加者・同行者」に対しては、「受入予定の学校・団体（旅行会社）」を通じて同様に推奨いただけることを願います。

参考：受入家庭において必要となる物品（例）

- ☐ マスク：受入家庭の家族の受入日数分＋予備分
- ☐ 手洗い用の石鹸：配置する個数分
- ☐ 手指消毒用のアルコール消毒液（70%以上のエタノール（※））：配置する個数分

（※） 60%台のエタノールによる消毒でも一定の有効性があると考えられる報告があり、70%以上のエタノールが入手困難な場合には、60%台のエタノールを使用した消毒も差し支えない。

- ☐ 手洗い後に拭き取るペーパータオル（または個人用のタオル）
- ☐ 使用済みのマスクやティッシュを捨てるためのビニール袋
- ☐ ゴミ箱：手洗い場、寝室等には必ず配置
- ☐ 清拭消毒用の消毒液（0.05%の次亜塩素酸ナトリウム）

※食器や箸などは「80℃の熱水に10分間さらす」と消毒できる。
※「有効な界面活性剤が含まれる家庭用洗剤」であれば消毒に使用できる。
（NITE ウェブサイトで「有効な製品リスト」を公開（「NITE 洗剤リスト」で検索））

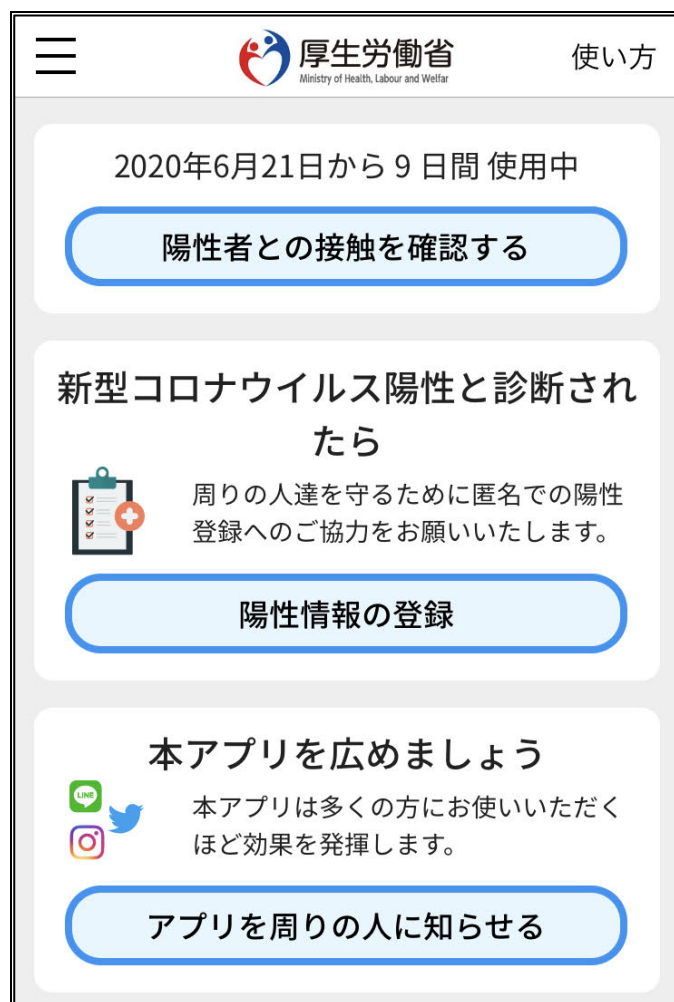
- ☐ 清拭消毒等の際に使用する使い捨て手袋（ビニール製・ゴム製）
- ☐ 家庭用洗剤（洗濯・食器洗い・トイレ・洗面所等のすすぎに使用）
- ☐ 体温計（受入家庭の家族用）
 - ※「非接触型の体温計」は参加者・同行者に使用することも可能
- ☐ 参加者向け感染予防策の掲示物（※掲示するものがある場合）
- ☐ 「受入予定の学校・団体（旅行会社）」との協議等で決定した物品等

参考：参加者・同行者において必要となる持ち物（例）

- ☐ マスク：滞在日数分（1日1枚）＋予備分
- ☐ ハンカチ：1日1枚（手洗い用・個人で使用）
- ☐ ティッシュ
- ☐ タオル（手洗い、調理、入浴等での使用）
- ☐ 外したマスクを置けるもの（例：清潔なビニール袋やハンカチ等）
- ☐ 体温計（個人用）
- ☐ 利用済みのマスクやティッシュを捨てるためのビニール袋
- ☐ 着替え（外出用、屋内用）
- ☐ ブラシ
- ☐ 歯磨きセット
- ☐ 受入予定の学校・団体（旅行会社）との協議等で決定した持ち物等

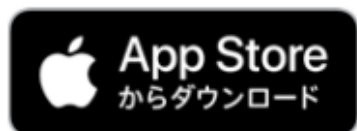
参考：スマートフォンへの「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」のインストール方法

このアプリは「App Store」または「Google Play」からインストールすることができる。



【ダウンロードする方法】

iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



※「接触確認アプリ」で検索するとインストールできる WEB ページを見つけることができる。

※本アプリを紹介したチラシは以下のサイトからダウンロードできる。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000642043.pdf>

2. 「国・都道府県等による感染拡大予防に係る自粛要請等の対象期間」での受入休止の決定

受入地域団体は、「国・都道府県等による感染拡大予防に係る自粛要請等」に該当する場合は、その対象となる期間中の受入休止を決定する。

また、その旨を「受入予定の学校・団体（旅行会社）」に速やかに報告し、その中止または延期を協議する。

参考：教育旅行民泊の受入が「国・都道府県等による感染拡大予防に係る自粛要請等」に該当する場合（例）

- ☐ 「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言」の期間中に、「受入地域」または「参加者・同行者の生活圏」が「緊急事態措置を実施すべき区域」等に該当する場合
- ☐ 受入地域または参加者・同行者の生活圏を所管する都道府県等が「移動自粛」を要請している場合
 - ※但し、「移動自粛の対象外である地域間での移動の取組」は除く
- ☐ 国、受入地域または参加者・同行者の生活圏を所管する都道府県等が「教育旅行民泊の取組を自粛要請の対象」としている場合
- ☐ 国による「新型コロナウイルスに関する水際対策強化（新たな対策の強化）」の一環で、「出入国管理及び難民認定法に基づき上陸拒否を行う対象地域」からの入国を伴う取組の場合
 - ※但し、上記の「上陸拒否を行う対象地域からの入国を伴わない取組」、「国内移動のみの取組」は除く
- ☐ 「参加者・同行者の生活圏」と「受入地域」間の往来経路が「緊急事態措置を実施すべき地域」を通過する場合、あるいは、「参加者・同行者の生活圏」・「受入地域」の一方あるいは双方が「緊急事態措置を実施すべき地域」を通過する移動に関しても「移動自粛」を求めている場合

3. 受入予定の学校・団体(旅行会社)との「教育旅行民泊の中止または延期等の決定方法」の取り決め

受入地域団体は、「教育旅行民泊の受入によって感染拡大が危惧される状況等」を確認した場合には、速やかに「受入予定の学校・団体（旅行会社）」と「教育旅行民泊の中止または延期等」を決定できるように、その方法を取り決める。

(1) 自主的な「教育旅行民泊の中止または延期等の検討を開始する基準」の作成

受入地域団体は、「教育旅行民泊の中止または延期等の検討を開始する基準（以下、「検討開始基準」）」を作成する。

その作成に当たり、受入地域を所管する保健所等から助言を受けることを推奨する。

(2) 受入予定の学校・団体（旅行会社）との「教育旅行民泊の中止または延期の決定方法」の確定

受入地域団体は、「検討開始基準」等を参考にしながら、「受入予定の学校・団体（旅行会社）」と「教育旅行民泊の中止または延期等を決定する方法」を取り決める。

それらの決定後の役割や費用負担等についても確認する。

4. 各受入関係者を対象にした「教育旅行民泊の受入前の健康状態・準備状況」の確認

受入地域団体は、教育旅行民泊の受入前に、「各受入関係者（教育旅行民泊の受入を依頼した受入家庭や体験指導者等、受入地域団体の職員）」に対して「健康状態と感染予防策の準備状況」を確認する。

(1) 各受入関係者の「受入前の健康状態」の確認

受入地域団体は、教育旅行民泊の受入前に、「各受入関係者（教育旅行民泊の受入を依頼した受入家庭や体験指導者等、受入地域団体の職員）」に「健康状態」を確認する。

感染予防と健康面の観点からリスクがあると判断した「教育旅行民泊の受入を依頼した受入家庭や体験指導者等」に対してはその時点で受入依頼を取り消す。同様に、感染予防と健康面の観点からリスクがあると判断した「受入地域団体の職員」に対してはその時点での受入業務の担当を外れる。

(2) 各受入関係者の「受入前の感染予防策に基づく準備状況」の確認

受入地域団体は、教育旅行民泊の受入前に、「教育旅行民泊の受入を依頼した受入家庭や体験指導者等」に対して「感染予防策に基づく準備状況」を確認する。

その準備が済んでいない「教育旅行民泊の受入を依頼した受入家庭や体験指導者等」には期限を指定してその準備を促す。指定した期限までに準備が済まなかった「教育旅行民泊の受入を依頼した受入家庭や体験指導者等」に対してはその時点で受入依頼を取り消す。

※受入地域団体は準備が済んでいない「教育旅行民泊の受入を依頼した受入家庭や体験指導者等」のためにその準備を協力する方法を検討することを推奨する。

（例：アルコール消毒液等が手に入りづらい場合、共同購入等を行う等）

受入予定の学校・団体(旅行会社)と教育旅行民泊の中止または延期等の検討を開始する基準(例)

1. 受入地域または参加者・同行者の生活圏で「継続的に新規感染者」が確認されている場合

※特に「新規感染者数が増加傾向にある場合」、「感染経路不明者の割合が多い場合」は要検討

2. 受入地域を所管する保健所等から「教育旅行民泊の実施の中止または延期」の要請等を受けた場合

3. 受入関係者及び参加者・同行者の中で「感染・感染の疑い」を確認した場合

以下の事項に該当する場合、「その検討」または「その該当者を除いた方による受入・参加の検討」を開始する。

☐ 受入関係者及び参加者・同行者の中で「感染者」を確認した場合

※但し、「感染を確認したが、既に入院・宿泊療養を受けて退院している方」は除く

☐ 受入関係者及び参加者・同行者の中で「感染の疑いに該当した者」が、「感染の疑い」を解消できていない場合

「感染の疑い」がある状況・症状(例)

☐ 「感染者の濃厚接触者」に該当する場合

(例：感染者と同居・同室者または数分間の接触(2m以内)があった者)

☐ 「集団感染が確認された行事・場所」に参加・滞在していた場合

☐ 本人及び同居者が「感染の疑いがある症状」を発症している場合等

4. 参加者・同行者が「感染する可能性がある滞在先・利用先の予定」を判明した場合

以下の事項に該当することが判明した際は、受入予定の学校・団体(旅行会社)に「感染予防に配慮した滞在先・利用先」への変更をお願いし、それでも変更いただけない場合は検討を開始する。

☐ 「継続的に新規感染者が確認されている地域」で滞在する場合

☐ 「感染が確認された施設・交通機関等または感染予防が不十分と見られる施設・交通機関等」を利用する場合

5. 受入地域での「教育旅行民泊の受入による感染拡大予防の取組」が不十分な状況の場合

☐ 受入関係者による「教育旅行民泊の受入による感染拡大予防の取組」が不十分な場合

☐ 「教育旅行民泊の受入中に感染・感染の疑いを確認した場合に対応する体制」が不十分な場合

☐ 「受入予定の学校・団体(旅行会社)による感染拡大予防に係る要望等」に十分に対応できない場合

☐ 「受入地域を所管する保健所・市区町村等による感染拡大予防に係る要望等」に十分に対応できない場合

6. 「参加者・同行者を対象にした感染予防のための事前協力依頼」に応じていただけない場合

「事前協力依頼に応じていただけない場合」はその検討を開始する。

7. 受入中に感染状況の変化により継続困難となる可能性が大きくなった場合

「教育旅行民泊の受入中に、感染状況の変化により、その後の教育旅行民泊の安全な継続が困難となる可能性が大きいことがわかった場合」は、速やかに受入予定の学校・団体(旅行会社)と「教育旅行民泊の中止」を決定し、その後の対応について協議する。

Ⅲ. 教育旅行民泊の受入中に「感染・感染の疑い」を確認した場合の取組

1. 「教育旅行民泊の受入による感染拡大予防のための緊急連絡体制」の構築

受入地域団体は、「受入地域での感染拡大が危惧される状況」や「教育旅行民泊の受入中に参加者・同行者等による感染・感染の疑い」等を確認した場合に、速やかに感染拡大予防策を講じるために、「受入地域を所管する保健所・消防署・市区町村及び医療機関」と「受入予定の学校・団体（旅行会社）」との緊急連絡体制を構築する。

（1）「受入地域を所管する保健所・消防署・市区町村及び医療機関等」との緊急連絡体制の構築

受入地域団体は、「受入地域を所管する保健所と市区町村及び医療機関等（以下、「関係機関」）」との緊急連絡体制を構築する。

（2）「受入予定の学校・団体（旅行会社）」との緊急連絡体制の構築

受入地域団体は、「教育旅行民泊の受入中に参加者・同行者等による感染・感染の疑い」等を確認した場合に、その報告とその後の対応を相談・協議するために「受入予定の学校・団体（旅行会社）」との緊急連絡体制を構築する。

2. 「教育旅行民泊の受入中に感染・感染の疑いを確認した場合」の基本的な対応策の実施

受入地域団体は、教育旅行民泊の受入中に、「受入関係者（教育旅行民泊の受入を依頼した受入家庭や体験指導者等、受入地域団体の職員）」及び「参加者・同行者」の中で「感染・感染の疑いを確認した場合」は、I－5で取り決めた「教育旅行民泊の受入中に感染・感染の疑いを確認した場合」の基本的な対応策に則って、適切に対応する。

参考：「関係機関との緊急連絡体制」による感染拡大予防のための取組概要（例）

- 受入地域団体は、教育旅行民泊の受入前に、各関係機関に「教育旅行民泊の受入の計画概要」を届出する。
 - ※届け出する項目例：受入地域での旅程、参加人数、滞在箇所、利用施設等
 - ※届出後に「感染拡大予防のために必要な指導・助言」を受けた場合は必要な対策を講じる。
- 受入関係者は、教育旅行民泊の受入中に「感染・感染の疑い」が確認された場合、指定された関係機関に相談する。
- 各関係機関は、教育旅行民泊の受入中に「感染・感染の疑い」が確認された場合、適正に対応する。
- 受入地域を所管する保健所等は、「教育旅行民泊の受入期間の前後の少なくとも14日間」に、「受入地域での感染（特に受入関係者とその濃厚接触者、利用施設等）」が確認された場合は、受入地域団体に感染情報を提供する。
 - ※受入地域団体は受入予定の学校・団体（旅行会社）に「受入地域での感染情報」を速やかに報告する。

IV. その他に教育旅行民泊の受入による感染拡大予防のために必要な取組

1. 「受入地域での感染確認によって受入休止していた場合」の受入再開を検討する方法

受入地域団体は、「受入地域での感染確認」によって教育旅行民泊の受入を休止していた場合、その再開については「受入地域の感染の状況・医療提供体制・監視体制等」を踏まえて総合的に判断する必要があることから、受入地域を所管する保健所等から助言を受けて検討する。

2. 「感染確認によって受入依頼・利用を休止していた受入関係者等」の受入再開を検討する方法

受入地域団体は、「感染確認によって教育旅行民泊の受入依頼を休止していた教育旅行民泊の受入の候補先である受入家庭や体験指導者等」への受入依頼及び「感染確認によって受入地域団体の職員」による受入業務の再開については「厚生労働省が設けた退院基準を満たした日」以降に、「当事者の健康状態」や「医師の意見」、「受入地域を所管する保健所等からの意見」等を踏まえて検討する。

また、「感染確認によって利用を休止していた施設・会場・サービス等」での利用再開については「当事者による消毒等の取組状況」や「受入地域を所管する保健所等からの意見」等を踏まえて検討する。

参考：「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和2年6月12日）厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/content/000639691.pdf>

3. 「教育旅行民泊の受入中に災害が発生した場合」の連携体制

受入地域団体は、「教育旅行民泊の受入中に災害が発生した場合」に、避難時や避難所等での感染予防を図るために、受入地域を所管する市区町村及び医療機関等との連携体制を設ける。

【出典】

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）」 新型コロナウイルス感染症対策本部
- ・「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）」（令和2年5月14日）全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟
<http://www.ryokan.or.jp/top/news/download/298?file=1>
- ・「新型コロナウイルス感染症について「Q&A、自治体・医療機関・福祉施設向け情報」 厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa-jichitai-iryoukikan-fukushishisetsu.html#h2_4
- ・「新型コロナウイルス感染症への対応について（高齢者の皆さまへ）」 厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/yobou/index_00013.html
- ・「「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントをまとめました」 厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html
- ・「各都道府県が開設している帰国者・接触者相談センターの紹介」 厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html
- ・「新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例を公表しました」 厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html
- ・「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）COVID-19 Contact-Confirming Application」 厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html
- ・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和2年6月12日） 厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/content/000639691.pdf>
- ・「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理 改訂」（令和2年6月2日）国立感染症研究所、国立国際医療研究センター 国際感染症センター
<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200602.pdf>
- ・「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド 第2版改訂版（ver. 2.1）」（令和2年3月10日）一般社団法人日本環境感染学会
http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/COVID-19_taioguide2.1.pdf
- ・「新型コロナウイルスから皆さんの安全を守るために（初版）」（令和2年4月13日）防衛省
資料作成：陸上自衛隊東部方面衛生隊 監修：陸上幕僚監部
https://www.mod.go.jp/js/Activity/Gallery/images/Disaster_relief/2020covid_19/2020covid_19_guidance1.pdf
- ・「新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）令和2年7月27日時点版」 厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q2-6
- ・出典：ポスター「ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう」 経済産業省、独立行政法人製品評価技術基盤機構
<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626013/20200626013-3.pdf>

【参考文献】

- ・「新型コロナウイルス感染症対策スマートライフのために」 内閣官房
<https://corona.go.jp/prevention/>
- ・「3つの「密」を避けるための手引き」 首相官邸
<https://corona.go.jp/prevention/pdf/cluster3.pdf>
- ・「日本における新型コロナウイルスに関する水際対策強化（新たな対策の強化）」 外務省
- ・「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改訂版（ver. 2）」（令和2年5月25日）公益
社団法人全国公民館連合会
<https://www.kominkan.or.jp/02info01.html#20200514guide>
- ・「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月14日）公益財団法人日本スポ
ーツ協会 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
<https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/jspo/guideline.pdf>
- ・「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第2版）」（令和
2年6月23日）一般社団法人日本旅行業協会
<http://jstb.or.jp/files/libs/1923/202006231731599800.pdf>
- ・「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）」（令和2年5月14日）
一般社団法人日本旅行業協会 一般社団法人全国旅行業協会
https://www.jata-net.or.jp/virus/pdf/2020_newvirusccrrspndncguideline.pdf